

### 3. 社会人入試

募集人員	国際教養学部 若干名
出願資格	<p>2024（令和6）年4月1日現在、満23歳に達し本学において4年間にわたり勉学しようとする意欲があり、次の1）～3）のいずれかに該当する者</p> <p>1）2019（平成31）年3月31日以前に高等学校又は中等教育学校を卒業した者、ただし定時制または通信制課程の高等学校については、卒業（または卒業見込み）が2019（平成31）年4月1日から2024（令和6）年3月31日までの者</p> <p>2）2019（平成31）年3月31日以前に通常の課程による12年の学校教育を修了した者</p> <p>3）2019（平成31）年3月31日以前に学校教育法施行規則第150条の規定により高等学校卒業と同等以上の学力があったと認められる者</p>
出願要件	<p>本学での勉学に対し、熱意と適性を有し、合格した場合には、必ず入学することを確約できる者で、<b>別紙1</b>（7ページ）に掲げるいずれかの英語資格等を保持している者</p> <p>ただし、中等教育の最終学年を含め3年以上継続して英語で教育を受け、卒業している（または見込みの）場合、<u>それを証明する書類（※）</u>をもって、<b>別紙1</b>の英語資格を証明する書類に代えることができます。</p> <p>外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者は、<b>別紙2</b>（8ページ）に定める各国ごとの大学入学資格のいずれかを満たす必要があります。</p>

※教育現場における使用言語が通常英語であるとされる国・地域（アメリカ合衆国、オーストラリア等）・教育機関（各国のインターナショナルスクール等）であっても、「The medium of instruction is English」等の文言記載がある書類が必要となります。